

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2020年2月1日号

日米貿易協定の発効:概要および利用上の注意点

1 はじめに

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が2020年1月1日より発効となった。日米貿易協定においては、日本が他国と締結した自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)と同様、物品の貿易について協定に定められた条件を満たした原産品に対して、通常よりも低い税率(特惠税率)での輸入が認められるようになる。特惠税率は物品の種類により異なるが、これまで有税品で輸入していた日本及び米国の産品について、協定の発効日より関税が無税、あるいは年次で段階的に引き下げられるようになる。

今回の協定において関税が引き下げられた品目は限定されており、また日米間で対象品目が大きく異なっている。日本の輸入においては米国産の牛肉やチーズ、ワインなどの一部の農産品や加工食品が主な対象になっており、対象品目に対して既に発効済みの環太平洋パートナーシップ(CPTPP)の税率と同様の関税引き下げを行う。また急激な輸入の増加を防ぐため、一定の輸入数量を超えた一部の品目に対して高関税を課すセーフガード措置や、関税割当枠が適用される。一方米国での輸入においては日本産の工作機械や鉄道部品などの一部の工業品に対して関税引き下げが行われるが、完成車や自動車部品は含まれておらず、協定上は関税の撤廃に向けて更に交渉する、という記載になっている。

2 日米貿易協定における関税引き下げの例

(1) 米国産品を日本に輸入する場合

品目	HSコード	基準税率	日米貿易協定の特惠税率
牛肉	0201	38.5%	1年目は26.6%、以降段階的に関税を削減し15年目以降は9%
豚肉(枝肉及び半丸枝肉)	020311.020-032	361円/kg、または差額関税(課税価格により適用が異なる)	1年目は1kgにつき(393円x1.019 - 課税価格)か93.75円のいずれか低い税率。以降段階的に関税を削減し9年目以降は1kgにつき(393円 - 課税価格)か37.5円のいずれか低い税率
	020311.040	4.3%	1年目は1.9%、以降段階的に関税を削減し、9年目以降は無税
フレッシュチーズ	040610.020	22.4%	1年目は19.6%、以降段階的に関税を削減し、15年目以降は無税
オレンジ	080510.000	16%または32%	1年目は基準税率の1/3を削減、5年目以降は無税(一部例外あり)
落花生(殻を除いたもの)	120242.091	10%	即時撤廃
ボトルワイン	220421.020	15%または1リットル125円のいずれか低い税率 ただし67円より低いときは、その従量税率	1年目8.5%(ただし125円/Lの重量税率より高いとき、または35.73円/Lの重量税率より低いときは、その従量税率)、以降段階的に関税を削減し、7年目以降は無税

(2) 日本産品を米国に輸入する場合

品目	HSコード	基準税率	日米貿易協定の特恵税率
エアコン部品	84159080	1.4%	即時撤廃
レーザー成型機 (3Dプリンター含む)	84561110	3.5%	即時撤廃
マシニングセンター	84571000	4.2%	1年目 1.2%、2年目以降は無税
燃料電池	85068000	2.7%	即時撤廃
サングラス	90041000	2%	即時撤廃
グランドピアノ	92012000	4.7%	1年目 1.7%、2年目以降は無税

3 日米貿易協定の特恵税率利用上の注意点

日米貿易協定の特恵税率の適用については、日本が他国と締結した自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)と同様、協定に定められた条件を満たした原産品に対してのみに適用される。

1) 原産地の基準を満たしているかの確認

例えば工業品などを米国に輸出する際、一部日本産品ではない原材料が含まれることも想定されるが、協定に定められた実質的変更基準を満たした加工が行われている場合は日本原産品となるため、加工した後に日本原産になるのかどうかの判断が必要になる。加工した製品に非原産材料が含まれていないか、含まれている場合は協定に記載された品目の原産地基準を満たしているか、確認する必要がある。

2) 特恵税率適用に必要な書類

当協定では、貨物の輸入者が原産品申告書及びその明細を作成し、税関に提出することで特恵税率を適用することができる(日本国税関の2019年12月付の資料¹より)。従って日本の輸入において当協定に記載されている農産品の特恵税率を適用したい場合は、日本の輸入者が米国产品の輸入の際にその関連書類を準備しておく必要がある。書類に不備がある場合や、原産品であることを十分に証明できない場合、税関が特恵税率を否認することも考えられる。関税コンプライアンスの観点から、特恵税率の適用を行おうとする輸入者は、原産品であることを証明するための情報を予め輸出者等から入手し、確認しておくことが重要になる。

3) コンプライアンス対応

今回の協定では関税削減の対象となる品目数は限られており、類似した品目では適用できない可能性もある。輸出入を行う製品が協定に記載の対象HSコードに該当しているのか、特に加工品の場合は当協定記載の品目の原産地規則を満たしているか、判断が難しい場合があるため、慎重に確認を行う必要がある。税関から否認されるリスクを回避するため、必要に応じて税関当局への事前教示を利用することも考えられる。

また、原産地の申告は適正であったかについて、税関が輸入者に情報を要求することが当協定で定められている。特恵税率を利用して輸入した後も税関が確認を行うことが考えられるため、過去に当協定を使って輸入通関した分についても、原産地に関する関連書類の適切な保管や情報の管理を行うことが求められることになる。

(東京事務所 パートナー 手塚 崇史/シニアマネジャー 松尾 晶)

¹ 資料: https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/jpus_Siryo.pdf

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

間接税サービス www.deloitte.com/jp/indirect-tax

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001